

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

### 1 趣旨

児童相談所における業務の特殊性を考慮し、日額の特殊勤務手当を設置する。

### 2 改正内容

一時保護業務手当および児童相談所業務手当を追加する。

① 一時保護業務手当 日額 1,470円

児童相談所に勤務する職員のうち、児童福祉法第11条第1項第2号ホに掲げる業務に従事したときに支給する。

② 児童相談所業務手当 日額 490円

児童相談所に勤務する職員のうち、児童福祉法第12条第2項に掲げる業務（同法第11条第1項第2号ホに定める業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する。

### 3 施行期日

令和2年4月1日

職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (第1号から第5号まで省略)</p> <p>(6) <u>一時保護業務手当</u></p> <p>(7) <u>児童相談所業務手当</u> (一時保護業務手当)</p> <p>第8条 <u>一時保護業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号ホに掲げる業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,470円を超えない範囲内において規則で定める。</u> (児童相談所業務手当)</p> <p>第9条 <u>児童相談所業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第12条第2項に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき490円を超えない範囲内において規則で定める。</u> (支給方法)</p> <p>第10条 職員が同一の日において、第3条から前条までに規定する2以上の手当に該当する業務に従事した場合は、規則で定める特殊勤務手当を除き、最高の額の定めのある業務に応じた特殊勤務手当のみを支給する。 (特別区人事委員会への報告)</p> <p>第11条 任命権者は、規則で定めるところにより、特殊勤務手当に関し必要な事項を特別区人事委員会に報告する。 (委任)</p> <p>第12条 特殊勤務手当の支給範囲、支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (第1号から第5号まで省略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第8条 職員が同一の日において、第3条から前条までに規定する2以上の手当に該当する業務に従事した場合は、規則で定める特殊勤務手当を除き、最高の額の定めのある業務に応じた特殊勤務手当のみを支給する。 (特別区人事委員会への報告)</p> <p>第9条 任命権者は、規則で定めるところにより、特殊勤務手当に関し必要な事項を特別区人事委員会に報告する。 (委任)</p> <p>第10条 特殊勤務手当の支給範囲、支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

新	旧
<u>付 則</u> この条例は、令和2年4月1日から施行する。	